

第1章 地域福祉計画について

1 地域福祉計画の作成と背景について

(1) 社会の状況

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにするしくみのことです。

近年の傾向として、全国的に少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

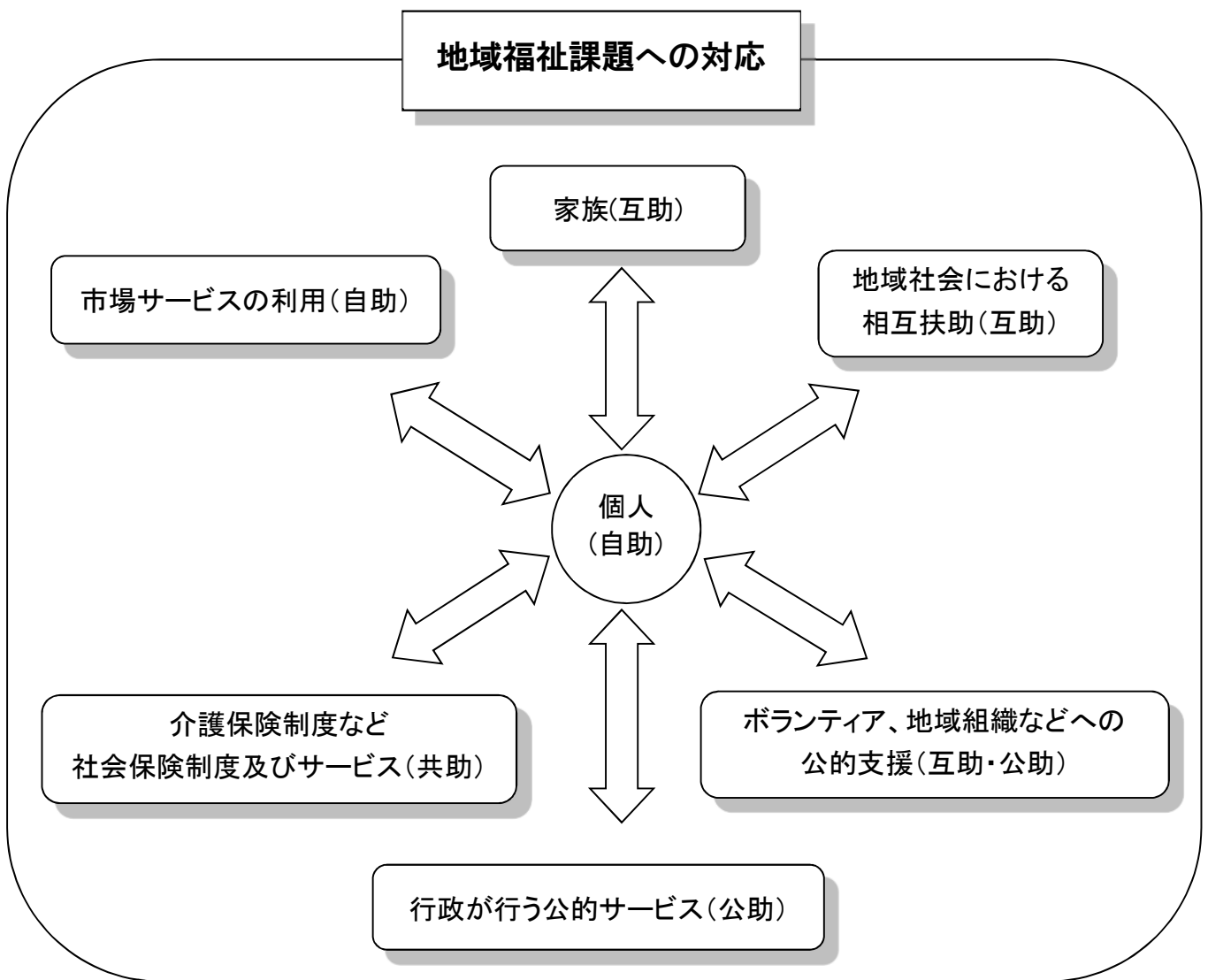
これらの結果として、ダブルケアや生活困窮者の社会的な孤立、8050問題等、必要な支援につながりにくい事例が各地で顕在化しています。令和7年(2025年)には65歳以上の人口が国民の3分の1を占め、また、令和22年(2040年)には65歳以上の人口がピークに達すると見込まれており、今後、このような問題はさらに深刻になることが想定されます。

このような中、共助を担ってきた社会保険、公助を担ってきた公的福祉も少子高齢化等の影響を受けており、効果的で持続可能な社会保障制度の構築が喫緊の課題として位置付けられてきました。今後の少子高齢化や経済成長の鈍化等の状況を見据え、個別制度の見直しにとどまらない、自助・互助・共助・公助全体のより適切なあり方の再構築が求められています。

すでに、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組みがはじまりました。

地域共生社会の実現に向けては、地域の実情に応じたしくみづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、平成29年(2017年)には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

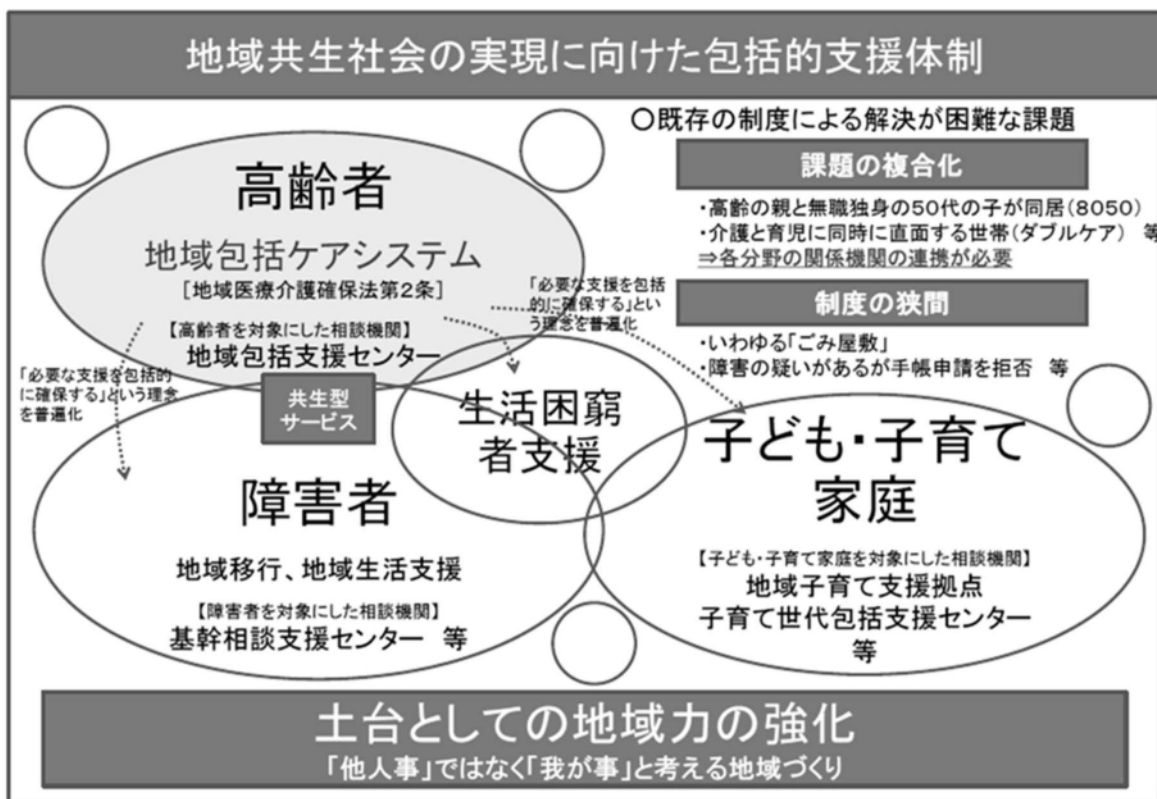
《自助・互助・共助・公助の概念図》



(2) 「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

《地域共生社会の実現に向けた包括支援体制》

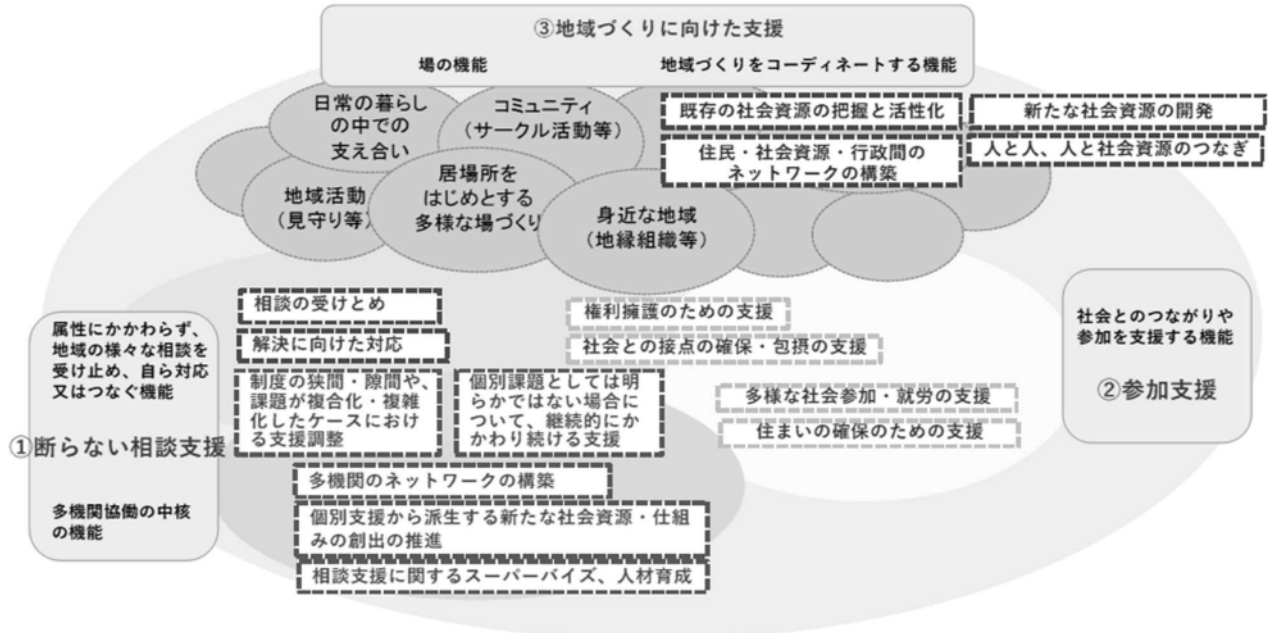


出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とうたわれており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

○地域福祉の新たなアプローチ

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自立的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。



出典：厚生労働省

(3) 海老名市の状況

○計画策定の背景

本市では、社会福祉法第107条に基づき、平成16年11月に地域福祉を総合的に推進することを目的に、「誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、人とのつながりを大切にしながら、安心して暮らしていけるまちづくりをめざして」という基本理念のもと、海老名市地域福祉計画を作成しました。

平成30年4月1日施行の改正社会福祉法において、本計画は、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけられ、国から、策定ガイドラインに基づき新たに盛り込むべき事項が示されました。海老名市では、令和元年度をもって前計画の計画期間が終了するにあたり、社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や海老名市、海老名市社会福祉協議会の取組みを土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう支えるしくみについて示します。

第1章 地域福祉計画について

○前計画の総括

前地域福祉計画では、3つの基本目標と13の施策の方向性を定め、地域計画の推進に取り組んできました。計画の見直しにあたって、これまでの取組みについて、以下のように整理しました。

		市の取組み方針	具体的事業の成果(H27～H30)
基本目標1: 市民の支え合いによる地域福祉社会の実現をめざして			
1-1 地域福祉の担い手	①	【地域福祉理念の啓発として】 福祉強調月間ポスター作成	【障害者週間】 12月の「障害者週間」に市内の図書館と協力したイベントの実施。 広報えびな12月1日号に特集記事の掲載。
	②	【地域福祉理念の啓発として】 ふれあいえびな福祉大会開催	【ふれあいえびな福祉大会】 H23まで開催。
	③	【地域福祉活動の担い手として】 民生委員児童委員活動の展開	【民生委員児童委員活動】 自治会や地区社会福祉協議会等の地域の団体と連携して地域の見守り活動を実施。
1-2 協働社会への体制整備	①	【協働社会整備のために】 地域福祉問題解決リーダーの養成と支援	今後も継続して検討。
	②	【協働社会整備のために】 県地域福祉コーディネーター養成事業への参加	地域福祉コーディネーターになり得る人材として、市行政職員、市社協職員、生活支援コーディネーター(第1層)からの人材発掘を検討。
1-3 自助・共助・公助の役割	①	【公助とは】 行政等が公的援助を提供すること	【避難行動要支援者名簿の作成】 災害時等において自力で避難することが困難な方「避難行動要支援者」に対して、災害発生時等における円滑な避難支援体制を構築するために名簿を作成し関係機関に配付。 【生活困窮者自立支援制度】 新に生活困窮者自立支援制度の担当係を設立し、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、早期の支援をすることで自立の促進を図る。
	②	【公助とは】 子育て支援センター事業の展開	【相談事業】 子育てに関する相談支援を実施。月～土曜日、8:30～17:15 【サロン事業】 保護者同士の育児について話し合う中で、悩みや不安を解消する場としてスペース提供。 【病後児保育(愛称:いちごルーム)】 病み上がりの児童で通園・通学が心配、あるいは静養が必要だが自宅で保育ができない時に、一時的な保育を実施。 【ファミリー・サポート・センター】 保育園の送迎や、保護者の病気などの時、預かり保育等をする人(援助会員)が援助を受けたい人(利用会員)を支援する有償ボランティア制度。 【地域版子育て支援センター】 未就学児を持つ親子を対象に、遊び場の確保、保護者同士の交流の場として、地域の子育て拠点となる施設。現在は東部、南部、北部に設置。
1-4 地域をつくるしくみ	①	【地域コミュニティ活性化のために】 地域通貨導入の研究	今後も継続して検討。
	②	【地域コミュニティ活性化のために】 コミュニティビジネス起業支援の検討	【配食サービス】 安否確認が必要なひとり暮らし又は高齢者のみの世帯や障がい者で、食事の調理や買い物が必要な方を対象に、昼食又は夕食を届ける。 【ファミリー・サポート・センター】 保育園の送迎や、保護者の病気などの時、預かり保育等をする人(援助会員)が援助を受けたい人(利用会員)を支援する有償ボランティア制度。

		市の取組み方針	具体的事業の成果(H27~H30)
基本目標2:安心と信頼のあるまちづくりをめざして			
2-1 情報提供のしくみづくり	①	【きめ細かな情報提供のために】 情報提供手段の検討	【 広報のバリアフリー化 】 市発行刊行物等については、ボランティア団体に補助し、文書の点訳や音声化を実施。また、ユニバーサルデザインの考え方を導入した広報誌の発行に取り組んでいる。
	②	【きめ細かな情報提供のために】 「広報えびな」全戸配布	【 広報えびな全戸配布 】 シルバー人材センターに広報えびなの全戸配布を業務委託し実施。
	③	【きめ細かな情報提供のために】 HPのWebアクセシビリティ指針の導入	【 「JIS X 8341-2:2016」に沿ったウェブコンテンツ作り 】 「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格である「JIS X 8341-2:2016」に基づき、高齢者や障がい者だけでなく、一般の利用者も使いやすいウェブコンテンツを作成している。
	④	【きめ細かな情報提供のために】 えびなメール(安全安心メール)サービス事業の展開	【 えびなメールサービス 】 防災行政無線情報、海老名警察署からの通報・災害地震情報と、市の主要な事業やイベントの情報を登録者へ配信。 【 防災ラジオの有償配付 】 防災無線の内容が聞きづらい場所でも聞くことができる防災ラジオの有償配付を実施。
2-2 相談支援のしくみづくり	①	【相談体制整備のために】 よろず相談的な総合相談窓口開設の検討	今後も継続して検討。
	②	【相談体制整備のために】 各種相談窓口の開設	【 障がい相談窓口「K.T.S.」事業 】 障がい者やその家族等からさまざまな問題について、気軽に相談できる場としてH29に開設。 【 えびな成年後見・総合相談センター 】 成年後見制度の推進、市民後見人の活動支援、地域での制度普及のため、市では総合相談機能を持たせた成年後見センターを組織化し、海老名市社会福祉協議会へ業務委託する形でH28に開設。
	③	【相談体制整備のために】 民生委員・児童委員活動の展開	【 民生委員児童委員活動 】 一次相談窓口として、市民からの相談を受けた場合に、各関係機関へ円滑に繋がるように、民生委員児童委員へ情報提供・研修を実施。
2-3 地域医療の充実	①	【健康づくりのために】 病気予防や早期発見のため 「かかりつけ医」を持つことのPR	【 かかりつけ医ハンドブックの作成 】 医師会に業務委託しかかりつけ医ハンドブックを作成(H25年度最新)。
	②	【健康づくりのために】 母子成人高齢者保健事業、健康づくり推進事業の展開	【 母子保健事業 】 母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査や各種予防接種の実施。 【 後期高齢者健康診査 】 糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした健康診査を実施。 【 えびな健康マイレージを実施 】 自主的かつ積極的に健康づくりの一環として、がん検診等の受診や健康づくりの取組みによりポイントを集め、集めたポイントで賞品がもらえる。
	③	【健康づくりのために】 特定健診、がん検診の実施	【 生活習慣病検診の実施 】 対象の市民に向けて、がん検診(胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん、前立腺がん、口腔がん)やオーラルフレイル健診、肝炎ウイルス検診を実施。また糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するために、特定健康診査と併せて特定保健指導も実施。
	④	【健康づくりのために】 生きがい対策事業の展開	【 高齢者敬老祝金等の贈呈 】 長寿を祝うため、88歳、100歳以上の方へお祝い金やお祝い品を贈呈。

第1章 地域福祉計画について

		市の取組み方針	具体的事業の成果(H27～H30)
2-4 心の健康を支えるしくみづくり	①	【心の健康づくりのために】 趣味やスポーツによるストレス解消方法の提案	【プール利用助成】 65歳以上の方を対象に、高座施設組合屋内温水プール利用時に利用料金の半額を助成。 【在宅介護者リフレッシュ事業の実施】 要介護度4または5の方を在宅で介護している方を対象に、介護の負担軽減やリフレッシュを目的とし、はり・灸・マッサージ・指圧等施術費助成券、日帰り温泉施設利用費助成券、温泉施設宿泊費助成券を交付。 【趣味の教室】 趣味を通じた仲間づくりにより、充実感あふれる積極的な老後の日々が過ごせるよう「高齢者生きがい教室」を開催。 【高齢者生きがい会館運営事業】 高齢者の社会参加や学習機会の充実を目的とした、高齢者生きがい会館の運営。
	②	【心の健康づくりのために】 各種相談窓口の開設	【健康相談事業(こころの相談)】 市民の心の健康に関して、臨床心理士による「こころの相談」を月1回実施(予約制)。
2-5 バリアフリー等の推進	①	【バリアフリー実現のために】 ハード面の基盤整備(市民との協働として)	【公共建築物バリアフリー化事業】 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、障がい者に配慮した公共建築物の改修及び建築。 【都市公園整備事業】 市内の公園を改修し、障がいの有無に関わらず利用しやすい環境を整備。 【小・中学校のバリアフリー化事業】 障がいの特性に合わせ、必要な備品等の購入や施設の補修を実施。みんなのトイレ等を含めた核施設の補修を実施。車いすでの移動に支障がないよう、必要となる児童生徒が通う学校には階段昇降機を設置。
	②	【バリアフリー実現のために】 高齢・障がい福祉事業の展開	【こころのバリアフリー事業】 障がい当事者や関係団体で構成される「海老名市こころのバリアフリー実行委員会」に企画、運営を委託。文化会館で講演会を実施。また、障害者週間キャンペーンや障がい者スポーツ体験を実施。
基本目標3: 地域福祉に関する活動への住民参加の促進をめざして			
3-1 市民ネットワークの形成(小地域ネットワーク)	①	【近所づきあいの再構築のために】 自治会、町内会活動へのサポート	【高齢者地域ふれあい事業】 高齢者が地域住民の交流の場に参加することにより、外出の機会となり、日常生活の活性化を図るため、実施。 【ふれあいランチ事業】 高齢独居の方を対象に、楽しく食事をすることで、交流を広げ、健康増進を図るため実施。
	②	【近所づきあいの再構築のために】 民生委員児童委員活動の展開	【ひとり暮らし高齢者ふれあい交流会】 高齢独居の市民の方を対象に、バス旅行や昼食会を実施して、近所の方とのつながりを図った。
	③	【地域福祉ネットワークの構築のために】 地域福祉推進のための、新しい組織作りの研究	【地区社会福祉協議会の設立】 海老名市社会福祉協議会にて、地区社会福祉協議会の設立を実施。
3-2 地域の拠点整備	①	【交流の場づくりとして】 自治会館の設置及び運営への援助	【自治会集会所等建設費の貸付】 自治会等が自治会館や公民館または集会所を建設する際に、その事業費の一部について、無利子での貸付を実施。
	②	【交流の場づくりとして】 コミセン、公園等の公的福祉施設の設置及び運営	今後とも継続して検討。
3-3 ボランティア活動等の推進	①	【ボランティア振興のために】 社協ボラセンとの連携	【広報えびな等の音声訳・点訳】 個別のボランティア団体との関りとしては、市発行刊行物等の点訳や音声化を市の補助により実施。
	②	【ボランティア振興のために】 各団体のNPO法人化支援	今後とも継続して検討。
3-4 福祉教育システムの構築	①	【学習機会の提供のために】 学校教育での福祉教育の実践	今後とも継続して検討。

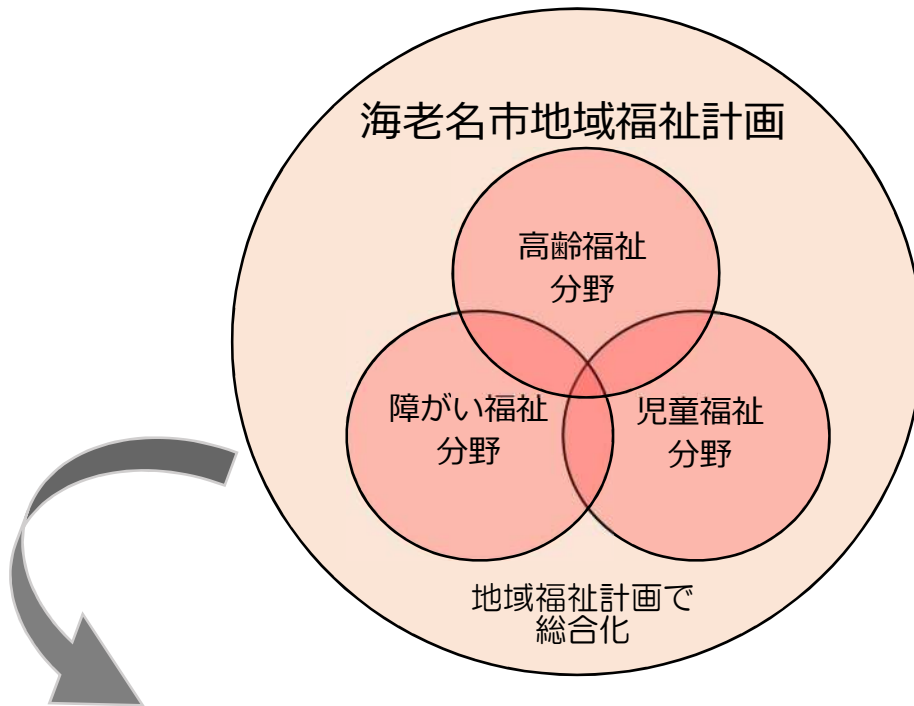
2 計画の目的

(1) 地域福祉計画

本市地域福祉計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条	
一	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五	前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



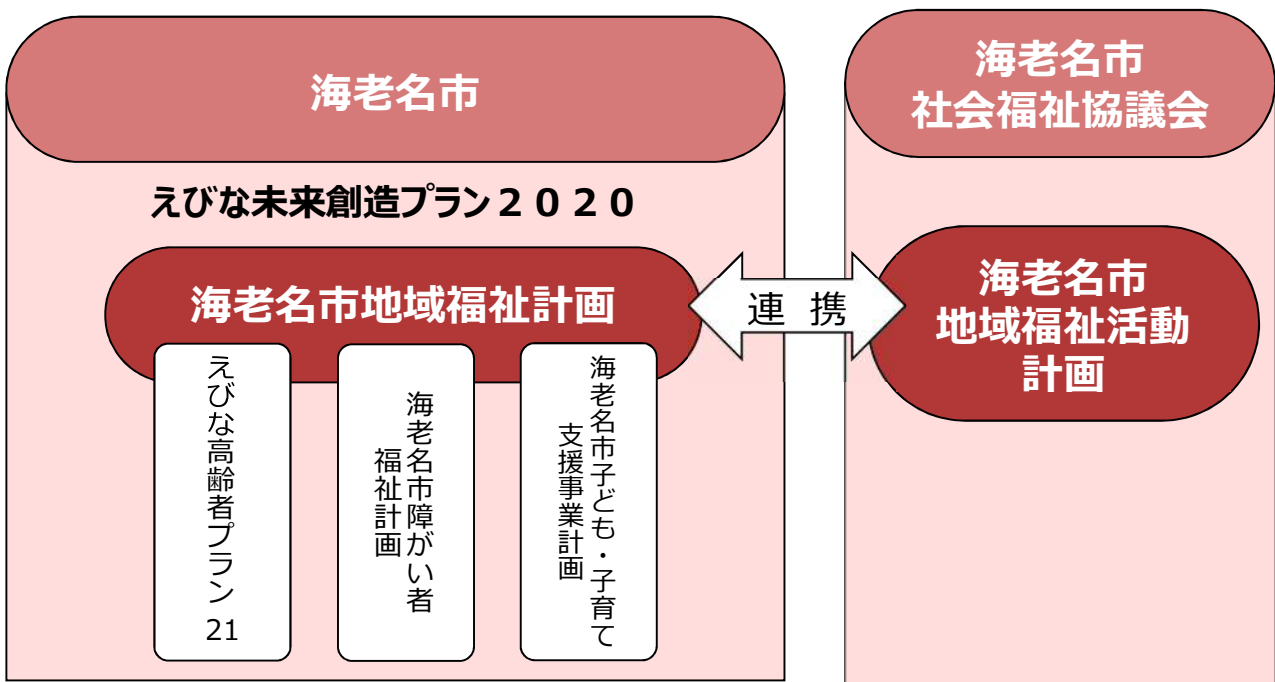
【分野を横断する取組み】

- 地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- 住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い活動、団体との連携）
- 担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保
- 啓発・教育・情報提供（福祉への理解）
- 相談支援（総合相談・相談ネットワーク）
- 社会参加・交流・生きがい（居場所、参加・交流機会）
- 安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進）
- まちのバリアフリー、ユニバーサルデザイン など

(2) 計画の位置づけ

本計画は市の最上位計画である「えびな未来創造プラン2020」に則した内容となっており、各実行計画である「えびな高齢者プラン21」、「海老名市障がい者福祉計画」、「海老名市子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として、地域福祉の方向性を示しています。

また、海老名市社会福祉協議会が作成している「地域福祉活動計画」と連携をとった計画となっています。



海老名市イメージキャラクター
えび〜にゃ

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

(海老名市における関連計画の期間)

平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
海老名市第四次総合計画 (平成20年度から12年間)							えびな未来創造プラン2020 (10年間)							
海老名市地域福祉計画 (平成22年度から9年間)							海老名市地域福祉計画 (5年間)							
第5期 えびな高齢者プラン21 (3年間)		第6期 えびな高齢者プラン21 (3年間)		第7期 えびな高齢者プラン21 (3年間)		第8期 えびな高齢者プラン21 (3年間)								
海老名市障がい者福祉計画 【第3期】 (3年間)		海老名市障がい者福祉計画 【第4期】 (3年間)		海老名市障がい者福祉計画 【第5期】 (3年間)		海老名市障がい者福祉計画 【第6期】 (3年間)								
		海老名市子ども・子育て支援事業計画 (5年間)				第2期海老名市子ども・子育て 支援事業計画(5年間)								

4 作成の方法

(1) 会議体による計画内容の審議

○海老名市地域福祉計画策定委員会

改定作業を円滑におこなうため海老名市地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、海老名市民生委員児童委員協議会、自治会、海老名市社会福祉協議会それぞれから選出、そして市職員で構成され、計画の改定にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

(2) アンケート調査による市民ニーズの把握

○地域福祉に関するアンケート調査（市民対象）

市民の意見や考え方を把握し、計画に反映させるために、市内居住の18歳以上の市民1,300人（無作為抽出）を対象に、令和元年8月29日から令和元年9月13日まで市民アンケートを実施したところ、491人（回答率37.8%）から回答を得ました。

○地域福祉に関するアンケート調査（団体関係者）

地域福祉に関する団体関係者の意見や考え方を把握し、計画に反映させるため、海老名市社会福祉協議会と、海老名市民生委員児童委員協議会にヒアリング調査を実施しました。

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、令和元年12月26日から令和2年1月24日まで意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

受付方法：任意の書式による福祉政策課窓口への持込み、郵送または市ホームページのお問い合わせフォームでの提出

周知方法：広報えびな及び市ホームページ

素案閲覧方法：福祉政策課の窓口及び市ホームページ

意見提出者：1名

意見数：1件